

平成 22 年度

# 初任者研修の手引

- 高等学校・特別支援学校用 -

岐阜県教育委員会

# 目 次

|                    |    |
|--------------------|----|
| 初任者研修実施要項          | 1  |
| 校長会議・指導教員等会議実施要項   | 4  |
| 初任者研修の指導体系         | 6  |
| 年間研修計画             |    |
| 1 年間研修計画           | 8  |
| 2 校内研修の内容例         | 12 |
| 初任者研修推進についての配慮事項   |    |
| 1 初任者研修推進のための校内体制  | 15 |
| 2 指導教員             | 15 |
| 3 教科指導員            | 15 |
| 4 非常勤講師            | 16 |
| 5 初任者              | 16 |
| 6 一般の教員            | 17 |
| 7 時間割編成上の留意事項      | 17 |
| 8 年間指導計画の作成について    | 17 |
| 9 研修記録と指導記録        | 18 |
| 10 時間割の例           | 19 |
| 11 時間割の例（拠点校方式該当校） | 26 |
| 年間指導計画             |    |
| 1 年間指導計画（1）- 1 様式1 | 28 |
| 年間指導計画（1）- 2 様式2   | 29 |
| 2 年間指導計画（2） 様式3    | 30 |
| 3 年間指導計画（3） 様式4    | 31 |
| 4 指導報告書 様式5        | 32 |
| 研修記録と指導記録          |    |
| 1 校内研修記録 様式6       | 33 |
| 2 初任者研修レポート 様式7    | 34 |

平成 22 年度  
初任者研修実施要項（高等学校・特別支援学校）

岐阜県教育委員会

1 目的

教育公務員特例法第 23 条の規定に基づき、1 年間の研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を身に付ける。

2 対象

初任者研修の対象は、原則として平成 22 年度、高等学校及び特別支援学校に採用された教諭とする。（以下「初任者」という）

3 内容

- (1) 初任者は、原則として教科指導や特別活動等を担当しながら、研修を受ける。  
(2) 初任者は、校内において指導教員を中心とする指導及び助言による研修（以下「校内研修」という）を受ける。

週 6 時間程度、少なくとも年間 180 時間以上の研修を受ける。

校内における具体的実践に基づいて、教科指導や特別活動等の研修を受ける。

ただし、教職大学院修了の初任者については、週 3 時間程度、少なくとも年間 90 時間以上の研修を受ける。

- (3) 初任者は、校外において総合教育センター等での研修（以下「校外研修」という）を受ける。

年間 25 日の研修を受ける。

教育活動の基礎・基本や実践的な研修を受ける。

- (4) 初任者は、宿泊研修を受ける。

3 泊 4 日の研修を受ける。

共同生活を通して各種の教育的経験を積むとともに、相互の交流を深め、幅広い知見を得る。

（拠点校方式…特別支援学校の小中学部）

拠点校方式とは、所属校（学部）の異なる初任者 4 人に 1 人の割合で指導に従事する拠点校指導教員を配置し、各初任者配置校（学部）の校内に、主に研修の調整等を行う校内指導教員を配置する方式。

- (1) 初任者は、原則として学級や教科等を担当し、研修を受ける。  
(2) 初任者は、校内において拠点校指導教員及び校内指導教員を中心とする指導及び助言による校内研修を受ける。

週 6 時間程度（拠点校指導教員週 3 時間以上、校内指導教員週 3 時間程度）、少

なくとも年間180時間以上の研修を受ける。

校内における具体的実践に基づいて、学習指導や学級経営等の研修を受ける。

ただし、教職大学院修了の初任者については、週3時間程度、少なくとも年間90時間以上の研修を受ける。

- (3) 初任者は、校外において総合教育センター等での研修（以下「校外研修」という）を受ける。

年間25日の研修を受ける。

教科指導や特別活動等の基礎・基本や実践的な研修を受ける。

- (4) 初任者は、宿泊研修を受ける。

宿泊研修を年間1回受ける。

平素と異なる環境の下で一定期間の集団活動を行うことにより、共同生活を通して各種の教育的経験を積むとともに、初任者相互の交流・連帯を深める。

#### 4 年間研修計画

- (1) 県教育委員会は、年間研修計画を作成する。

- (2) 年間研修計画においては、校内における指導教員（拠点校方式では拠点校指導教員等）を中心とする指導及び助言による研修、校外における研修及び宿泊研修の内容及び時期その他必要な事項を定める。

#### 5 年間指導計画

- (1) 校長は、県教育委員会が作成する年間研修計画に基づき、教職員組織や地域の状況等学校の実情に配慮し、指導教員と教科指導員（拠点校方式では拠点校指導教員と校内指導教員）の参画を得て、校内研修に関する年間指導計画を作成する。

- (2) 年間指導計画においては、校外研修との関連に配慮して、校内研修の項目及び時期その他必要な事項を定める。

なお、指導教員（拠点校方式では拠点校指導教員と校内指導教員）を中心とする指導及び助言による研修が円滑に実施できるよう、研修時間については、できる限り、週時程に組み入れる。この場合、授業研究の指導が十分行われるよう配慮する。

#### 6 校内研修体制

- (1) 校長は、指導教員と教科指導員（拠点校方式では拠点校指導教員と校内指導教員）を中心とした学校全体としての協力体制を確立するとともに、これを校務分掌組織に位置づける。

- (2) 校長は、指導教員（拠点校方式では拠点校指導教員と校内指導教員）を中心とした初任者に対する指導及び助言が円滑に実施できるようにするため、指導教員（拠点校方式では拠点校指導教員と校内指導教員）及び初任者の担当授業時数及び校務分掌等を軽減する。

- (3) 校長及び教頭は、年間指導計画に従い、研修項目に応じて、初任者の指導及び助言を行う。

- (4) 指導教員と教科指導員（拠点校方式では拠点校指導教員と校内指導教員）は、校長及び教頭の指導の下に、年間指導計画に従い、初任者の指導及び助言を行う。

- (5) 指導教員（拠点校方式では拠点校指導教員と校内指導教員）は、校長、教頭及び指

- 導教員（拠点校方式では拠点校指導教員と校内指導教員）以外の教員による初任者に対する指導及び助言の状況を把握し、年間を通して、系統的、組織的に研修を進める。
- (6) 指導教員（拠点校方式では拠点校指導教員と校内指導教員）以外の教員は、校長及び教頭の指導の下に、年間指導計画に従い、指導教員（拠点校方式では拠点校指導教員や校内指導教員）や教科指導員と連携しつつ、指導教員（拠点校方式では拠点校指導教員と校内指導教員）の職務を補充して、初任者の指導及び助言を行う。

## 7 校外研修体制

- (1) 校外研修は、県教育委員会が作成する年間研修計画に基づき教育研修課が実施する。
- (2) 校外研修の実施要項は、岐阜県総合教育センターのウェブページに掲載する。
- (3) 校長は、初任者が校外研修を受ける間、初任者が担当している授業等が指導教員や教科指導員（拠点校方式では校内指導教員）、もしくはその他の教員によって適切に行われるよう配慮する。

## 8 指導教員

- (1) 県教育委員会は、校長の具申に基づき、初任者の所属する学校の教頭、教諭または講師のうちから、指導教員を命じる。
- (2) 県教育委員会は、指導教員を命じることができるようにするため、当該学校に対し、教員定数または非常勤講師についての措置をとる。

## 9 教科指導員

- (1) 県教育委員会は、校長の具申に基づき、初任者の所属する学校の教頭、教諭または講師のうちから、教科指導員を命じる。
- (2) 県教育委員会は、高等学校並びに特別支援学校の初任者に対する教科指導のため、当該学校に対し、非常勤講師の措置をとる。
- (3) 教科指導員が教科に関する指導及び助言を行うにあたっては、指導教員と密接な連携を図って進める。

## 10 拠点校指導教員及び校内指導教員（拠点校方式）

- (1) 初任者4名につき1名の拠点校指導教員を配置する。
- (2) 県教育委員会は、拠点校指導教員を命じることができるようにするため、拠点校指導教員が在籍する当該学校に対し、教員定数についての措置をとる。
- (3) 校長は、教頭、教諭のうちから校内指導教員を命じる。

## 11 校長、指導教員等会議

初任者研修を円滑かつ効果的に実施するため、校長、指導教員及び教科指導員（拠点校方式では校長及び拠点校指導教員）の会議を開催する。

## 12 年間指導計画及び指導報告書の提出

校長は、学校における年間指導計画書及び報告書を県教育委員会教育研修課に提出する。

平成 22 年度 高等学校・特別支援学校初任者研修実施校

校長会議・指導教員等会議実施要項

1 目的

初任者研修実施校の校長、指導教員（拠点校方式では拠点校指導教員）及び教科指導員に対して、研修の内容を徹底するとともに、実施校相互の情報交換を行い、初任者研修の円滑かつ効果的な実施を図る。

2 協議内容

(1) 実施内容の理解及び実施校相互の情報交換

- ・初任者研修の内容、方法の在り方
- ・初任者研修の実施上の諸問題についての交流

(2) 初任者に対する指導の在り方

- ・専門職としての基本的事項及び配慮事項に関する指導の在り方
- ・初任者の経験及び主体性を生かした指導の在り方

3 会議の回数

(1) 校長会議は 1 回とする。

(2) 指導教員（拠点校方式では拠点校指導教員）会議は年 1 回とする。

(3) 教科指導員会議（拠点校方式は除く）は年 1 回とする。

4 各会議の内容等

(1) 校長会議

| 回 | 期 日         | 会 場    | 内 容                  | 備 考   |
|---|-------------|--------|----------------------|-------|
| 1 | 7 月<br>(予定) | 初任者配置校 | ・自校の協力体制<br>・実施上の諸問題 | 岐阜・西濃 |
|   |             | 初任者配置校 |                      | 美濃・可茂 |
|   |             | 初任者配置校 |                      | 東 濃   |
|   |             | 初任者配置校 |                      | 飛 騨   |

(2) 指導教員(拠点校指導教員)会議

| 回 | 期 日         | 会 場      | 内 容   | 備 考   |
|---|-------------|----------|---|-------|
| 1 | 4 月<br>(予定) | 総合教育センター | ・指導教員(拠点校指導教員)の職務と役割<br>・指導計画の作成と指導体制の確立<br>・研修時間の確保、他の教員との連携 | 岐阜・西濃 |
|   |             | 美濃総合庁舎   |   | 美濃・可茂 |
|   |             | 恵那総合庁舎   |   | 東 濃   |
|   |             | 飛騨総合庁舎   |   | 飛 騨   |

(3) 教科指導員会議

| 回 | 期 日        | 会 場   | 内 容                                   | 備 考   |
|---|------------|---|---------------------------------------|---|
| 1 | 4月<br>(予定) | 総合教育センター<br>-----<br>美濃総合庁舎<br>-----<br>恵那総合庁舎<br>-----<br>飛騨総合庁舎 | ・教科指導員の職務と役割<br>・指導計画における授業研究の<br>在り方 | 岐阜・西濃<br>-----<br>美濃・可茂<br>-----<br>東 濃<br>-----<br>飛 騨 |

教科指導員が複数の場合はその内の1人が出席すること。

5 まとめの提出

初任者研修実施校の校長、指導教員（拠点校方式では拠点校指導教員）及び教科指導員は、初任者研修に関するまとめを提出（2月）

（内容・・・初任者研修の成果と課題、校内研修の在り方に関するまとめ）

（参考）

提出物一覧

| 提 出 物            | 提 出 期 限        | 記載頁・文書等   |
|------------------|----------------|-----------|
| 指導教員等の発令に係る具申書   | 平成22年 4月 7日（水） | 前年度末文書    |
| 校外研修の会場についての回答   | 平成22年 4月 7日（水） | 前年度末文書    |
| 初任研指導教員等会議出席者の回答 | 平成22年 4月 7日（水） | 前年度末文書    |
| 様式 1 または 2       | 平成22年 4月14日（水） | 28頁または29頁 |
| 様式 3             | 平成22年 4月23日（金） | 30頁       |
| 様式 4             | 平成22年 5月21日（金） | 31頁       |
| 様式 5（第1回）+他      | 平成22年 8月13日（金） | 32頁       |
| 様式 5（第2回）+他      | 平成23年 1月14日（金） | 32頁       |
| 様式 5（第3回）+他      | 平成23年 3月16日（水） | 32頁       |
| 様式 7             | 平成23年 3月16日（水） | 34頁，35頁   |
| 初任者研修のまとめ（校長等）   | 後日指定           | 5 頁       |

## 初任者研修の指導体系（高等学校）

|       |  |
|-------|--|
| 初任者研修 | 教育公務員特例法第23条の規定に基づき、現職研修の一環として1年間の研修を実施し、教師としての使命感を養うとともに、教科指導の専門性を高め、実践的指導力と幅広い知見を得させる。 |
|-------|--|

校長会議・指導教員等会議

| 校 外 研 修   |   | 校 内 研 修   |  |
|---|---|---|--|
| 各種研修  | 宿泊研修  | 校内における具体的実践に基づいて、教科指導や学校経営の研修等を行う。  |  |
| <p>【一般研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別活動、生徒指導、教育相談、特別支援教育、人権同和教育等に関し、実践に結びつく基礎的な研修を行う。</li> <li>・ 高校教育の現状と課題、情報教育、社会人としての基本的マナー等、教育の今日的課題や基礎的素養について研修する。</li> <li>・ 教科別・校種別に研修し、指導法を身に付けるとともに実践交流を行う。</li> </ul> <p>【授業研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 示範授業、研究授業(初任者)等の授業参観をし、授業研究を中心として研修する。</li> </ul> <p>【自主計画研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初任者の個別の課題に応じた研修を実施し、その成果を教育活動に取り入れる。</li> </ul> <p>【校種間交流】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勤務する校種と異なる学校で研修を実施し、広く教育の現状を研修する。</li> </ul> <p>【実践交流】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年間テーマをもとに、深めてきた実践を交流し1年間のまとめを発表する。</li> </ul> | <p>平素と異なる環境の下で一定期間の集団活動を行うことにより、共同生活を通して各種の教育的経験を積むとともに、初任者相互の交流・連帯を深める。</p> <p>夏季休業中 3泊4日</p> <p>研修内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登山研修</li> <li>・ 課題別研修等</li> </ul> | <p>基本的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校の教育目標</li> <li>・ 学習指導要領と教育計画</li> <li>・ 年間の学校行事</li> <li>・ 学校の組織と運営</li> <li>・ 服務要領</li> <li>・ 文書事務処理</li> <li>・ 指導要録の取り扱い</li> <li>・ 特色ある学校づくり</li> <li>・ 人権同和教育の在り方</li> <li>・ 国際理解教育の在り方</li> <li>・ 保護者、PTAとの連携</li> <li>・ 課題研究</li> <li>・ 情報モラル(e-ラーニング)</li> </ul> <p>教科指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年間指導計画</li> <li>・ 教材研究の内容と方法</li> <li>・ 学習指導案の作成</li> <li>・ 授業研究</li> <li>・ 授業展開の工夫</li> <li>・ 教育機器の活用</li> <li>・ 指導と評価の一体化</li> <li>・ 学習遅進者への指導</li> </ul> <p>生徒指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学業指導の進め方</li> <li>・ 生徒の実態把握</li> <li>・ 生徒理解の方法</li> <li>・ 集団指導の進め方</li> <li>・ 休業中の生徒指導</li> <li>・ 健康・安全教育</li> <li>・ 生徒指導の事例研究</li> <li>・ 教育相談の在り方</li> <li>・ 教育相談の事例研究</li> </ul> <p>進路指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 進路指導の在り方</li> <li>・ 進路情報の収集</li> <li>・ 進路相談の実際</li> </ul> <p>特別活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームルーム担任の役割</li> <li>・ ホームルーム経営の実際</li> <li>・ 生徒会活動の在り方</li> <li>・ 部活動の在り方</li> <li>・ 勤労体験学習</li> <li>・ ボランティア活動</li> <li>・ 学校図書館の利用</li> <li>・ 地域の文化、環境</li> </ul> <p>総合的な学習の時間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学習指導要領の理解</li> <li>・ 活動内容の創意工夫</li> <li>・ 先進事例の研究</li> </ul> |  |

## 初任者研修の指導体系（特別支援学校）

|       |  |
|-------|--|
| 初任者研修 | 教育公務員特例法第23条の規定に基づき、現職研修の一環として1年間の研修を実施し、教師としての使命感を養うとともに、教科指導の専門性を高め、実践的指導力と幅広い知見を得させる。 |
|-------|--|

校長会議・指導教員（拠点校指導教員）等会議

| 校 外 研 修  |   | 校 内 研 修  |  |
|--|---|--|--|
| 各 種 研 修  | 宿 泊 研 修   | 校内における具体的実践に基づいて、教科指導や学校経営の研修等を行う。   |  |
| <p><b>【一般研修】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教員の服務と心得、特別支援教育の意義、学習指導要領等に関する基礎的な内容を研修する。</li> <li>・ 道徳指導、特別活動、生徒指導、進路指導、人権同和教育、教育相談、自閉症、教育評価等に関し実践に結びつく基礎的な内容を研修する。</li> <li>・ 発達心理、情報（著作権）、軽度発達障がい等教育の今日的課題や基礎的要素について研修する。</li> </ul> <p><b>【授業研修】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初任者の研究授業を実施・参観し、授業研究を中心として研修する。</li> <li>・ 先輩教員の示範授業を参観し、授業解説を通して研修する。</li> </ul> <p><b>【自主計画研修】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個に応じた研修を実施し、その成果を教育活動に取り入れる。</li> </ul> <p><b>【校種間交流】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勤務する校種と異なる学校を会場とし、広く教育の現状を研修する。</li> </ul> <p><b>【実践交流】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年間テーマをもとに、深めてきた実践を交流し1年間のまとめを発表する。</li> </ul> | <p>平素と異なる環境の下で一定期間の集団活動を行うことにより、共同生活を通して各種の教育的経験を積むとともに、初任者相互の交流・連帯を深める。</p> <p>夏季休業中 3泊4日</p> <p>研修内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登山研修</li> <li>・ 課題別研修等</li> </ul> | <p><b>基本的事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校関係法令</li> <li>・ 学校の教育目標</li> <li>・ 学習指導要領と教育計画</li> <li>・ 年間の学校行事</li> <li>・ 学校の組織と運営</li> <li>・ 服務要領</li> <li>・ 文書事務処理</li> <li>・ 指導要録の取り扱い</li> <li>・ 道徳教育、人権同和教育</li> <li>・ 課題研究</li> <li>・ 保護者との連携</li> <li>・ 情報モラル(e-ラーニング)</li> </ul> <p><b>学級経営</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学級担任の役割</li> <li>・ 学級経営の在り方</li> <li>・ 学級経営案の作成</li> <li>・ 個別の指導計画</li> <li>・ 学級経営の評価</li> </ul> <p><b>特別支援教育</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい児の理解</li> <li>・ 障がい児の行動 特性</li> <li>・ 領域・教科を合わせた指導</li> <li>・ 自立活動</li> <li>・ 重度・重複障がい児の指導</li> <li>・ 検査法の演習</li> <li>・ 就学相談</li> </ul> <p><b>教科指導</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指導と評価の年間計画</li> <li>・ 教材・教具の工夫と活用</li> <li>・ 学習指導案の作成</li> <li>・ 授業研究</li> <li>・ 情報教育機器の活用</li> <li>・ 個別指導と集団指導</li> <li>・ 教育評価とその生かし方</li> </ul> <p><b>生徒指導</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒指導の在り方</li> <li>・ 休業中の生徒指導</li> <li>・ 健康・安全教育</li> <li>・ 教育相談</li> </ul> <p><b>進路指導</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 進路指導の在り方</li> <li>・ 進路相談の実際</li> <li>・ 進路情報の収集</li> </ul> <p><b>特別活動</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別活動の在り方</li> <li>・ 学級活動、ホームルーム活動の在り方</li> <li>・ 交流教育の在り方</li> <li>・ 勤労体験学習</li> <li>・ 児童会、生徒会活動の在り方</li> </ul> <p><b>総合的な学習の時間</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学習指導要領の理解</li> <li>・ 活動内容の創意工夫</li> </ul> |  |